



佐賀県公報

令和2年2月28日(金曜日)号外

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則(2・建築住宅課)

告示

建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(42・建築住宅課)

建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(43・ ")